

事 務 連 絡
平成27年 9月10日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて
(平成27年9月～) Q&A

平成27年8月18日付保高第685号で発出の「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて(平成27年9月～)(通知)」について、主な質問と回答をQ&Aとしてまとめましたので、必ずご確認のうえ、関係職員への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

【正当な理由⑤サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者集中していると認められる場合】

問 要介護認定用の主治医意見書には、「医学的管理の必要性」(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のチェック)の記載があるが、これは主治の医師等の指示書の代用となるのか。

答 要介護認定用の主治医意見書は、サービスの必要性について検討すべきものであり、特定の事業者に対する指示とはなりません。

問 利用者の主治の医師等が発行するサービス提供指示の文書が得られない場合、口頭により聞き取りした内容を文書により記録する方法でも構わないか。

答 お見込みのとおり。主治の医師等の指示書の発行を依頼する必要はありません。

問 主治の医師等が当該事業所を特定したことがわかる記載が必要となるのか。

答 主治の医師等が当該事業所を特定したことがわかる内容を文書により記録してください。

問 医療系サービスであれば、すべて減算の対象外となるのか。

答 主治の医師等の指示によって、医学的見地から事業所が予め決められている場合が正当な理由に該当します。医療系サービスであっても、居宅サービス計画を作成する際に、ケアマネジャーがサービス事業所との調整を行った(利用者自身がサービス事業所を選択した)場合は、減算の対象となります。

問 主治の医師等の指示があれば、福祉系サービス（例：機能訓練に特化した通所介護 等）であっても、「正当な理由」に認められるのか。

答 主治の医師等の指示があることが「正当な理由」になるのは、医療系サービスに限られます。

問 訪問看護，訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション等は，指定を受けたものも対象となるのか。

答 お見込のとおり。同様に指定を受けたとみなされたもの（みなし指定）も対象となります。

問 対象サービスとして，訪問看護，訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション，短期入所療養介護 等との例示があるが，「等」とは具体的に何か。

答 その他に，定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護（いずれも訪問看護サービスを利用する場合に限る。）があります。

（判定期間／減算適用期間）

問 判定期間（後期）は，９月～２月となるが，算定の結果，８０％を超えた場合は，即減算となるのか。

答 判定期間及び減算適用期間は従来と変更はありません。

判定期間 前期：３月～８月 減算適用期間：１０月～３月

判定期間 後期：９月～２月 減算適用期間：４月～９月

（地域ケア会議）

問 地域ケア会議とは何か。

答 地域ケア会議とは，地域のネットワークの構築や地域課題の発見・解決を図るため，事例検討などを通じて実施されるもので，現在，市や地域包括支援センターにおいて，その実施に向けて準備を進めているところです。詳細については，地域包括ケア推進課（TEL：092-711-4373）にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部
高齢者サービス支援課 居宅サービス係
担当：松田・今田・坂本

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番

Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328

E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp